

地域医療構想を推進する支援策について



令和7(2025)年3月21日(金)
栃木県保健福祉部医療政策課

目次

- 1 地域医療構想の推進のための支援策の概要 …… 2
- 2 医療機能分化・連携事業費補助金 …… 3
- 3 病床機能再編支援事業費給付金 …… 6
- 4 医療機能分化・連携県民理解促進事業費補助金 …… 11
- 5 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度 …… 12
- 6 令和6年度国補正予算「医療施設等経営強化緊急支援事業」…… 15

地域医療構想の推進のための支援策の概要

「地域医療構想調整会議」における協議に基づき、医療機能の分化・連携に取り組む医療機関に対し、地域医療介護総合確保基金による補助金及び給付金の交付や医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度による税制措置を通じて、地域医療構想の実現を支援するもの

地域医療構想の実現に向けた取組

地域における役割分担の明確化と将来の方向性を「地域医療構想調整会議」で協議し、その結果に基づき、医療機関が施設整備・設備整備等を実施

(例)

- 急性期病床を回復期病床へ転換するための改修工事
- 急性期病床を廃止し、当該病室を他の用途に変更するために必要な改修工事
- 回復期に機能転換する病棟への設備整備、リハビリスタッフの雇用

地域医療介護総合確保基金

- ◆ **医療機能分化・連携支援事業費補助金**
回復期病床への転換や病床のダウンサイジングによる用途変更に係る施設・設備整備等の費用を補助
- ◆ **病床機能再編支援事業費給付金**
回復期以外の病床を削減する医療機関に対し、削減する病床数や病床稼働率に応じて給付金を支給
- ◆ **医療機能分化・連携県民理解促進事業費補助金**
医療機能分化・連携をテーマに県民に向けた講演会等を開催する医療機関へ必要な経費の一部を補助

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

- ◆ **病床再編等の促進に向けた特別償却**
具体的対応方針に基づく病床再編等に関するもので、工事により取得又は建設した病院・診療所用の建物が対象
- ◆ **医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却**
全身用MRI、全身用CTが対象
- ◆ **医師及び医療従事者の労働時間短縮に資する機器の特別償却**

医療機能分化・連携支援事業費補助金の概要

○ 地域医療構想の実現に向けて医療機関が行う施設設備整備に係る経費を補助

区分	対象経費	基準額	補助率
回復期機能転換 施設整備助成	回復期病床への機能転換に必要な新築・改築費用（工事費又は工事請負費）	9,000千円×転換する病床数	2分の1
回復期機能転換 促進事業	回復期病床への機能転換に必要な備品購入費	360千円×転換する病床数	2分の1
	上記により機能転換した病棟で勤務させるため新たに雇用した職員（OT、PT、ST）の人件費	月額 350 千円（1名当たり） （1施設3名まで、1名につき最大12箇月分まで）	2分の1
急性期病床等 用途変更促進事業	回復期以外の病床を減少させ、他の施設に用途変更するために必要な経費（工事費、工事請負費及び備品購入費）	【施設整備】 5,000 千円×減少する病床数 【設備整備】 360 千円×減少する病床数	2分の1
回復期機能転換 経営診断助成	回復期病床への機能転換に向けた経営診断、収支分析等のコンサルティング経費 （中小病院・有床診療所のみ）	600 千円（1施設当たり）	2分の1
地域医療連携推進法人等医療機能分化・連携促進事業	複数の医療機関同士で行う再編統合や機能転換に必要な施設・設備の整備費用	5,000 千円×対象病床数※ ※ 再編統合・機能分化連携に資すると認められる病床	2分の1

活用事例（医療機能分化・連携支援事業費補助金）

医療機関	活用事業	取組概要	対象病床	補助額	補助金使途
A 病院	回復期機能転換施設整備事業	急性期病床と慢性期病床を回復期病床へ転換することに伴い、新病棟を建設	56床 (回復期転換)	252,000千円	新病棟建設費用
B 病院	回復期転換促進事業 (設備整備)	急性期病床を回復期病床へ転換する際に、リハビリ設備を導入	13床 (回復期転換)	512千円	リハビリ設備の購入 ・昇降テーブル ・昇降式平行棒 等
C 病院	回復期転換促進事業 (スタッフ雇用)	回復期病床への転換に伴い、理学療法士等を雇用	120床 (回復期転換)	5,178千円	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の人件費
D 病院	急性期病床等用途変更促進事業	慢性期病床の一部を削減し、介護医療院へ転換	40床 (病床減少)	100,000千円	介護医療院の建設費用
E 病院	急性期病床等用途変更促進事業	急性期病床の一部を削減し、透析設備を改良	18床 (病床減少)	39,540千円	透析室の整備費用

「病床機能再編支援事業費給付金」※（後述）も併せて活用
 ※病床削減の取組を行う医療機関へ給付金を支給するもの

急性期病床18床の削減に対し、
36,936千円を給付

交付手続き（医療機能分化・連携支援事業費補助金）

＜手続きの流れ＞



※ 調整会議の開催時期が決まっているため、工事着手日にご注意ください

ポイント

- ✓ 工事着手前に地域医療構想調整会議での協議、県からの交付決定が必要です
- ✓ 「病床機能再編支援事業費給付金」との重複交付が可能な場合があります※
※医療機能分化・連携支援事業費補助金のうち、**病床減少を伴う「急性期病床等用途変更促進事業」**の活用時のみ
- ✓ 補助金の活用に当たっては、スケジュールの調整が必要となりますので、お早めに御相談ください

病床機能再編支援事業費給付金（単独支援給付金）

1 単独支援給付金

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床機能再編（病床数の削減）を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給する。

支給対象

- 平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（単独病床機能再編計画）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者

※地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は支給の対象外

支給要件

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における**病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。**

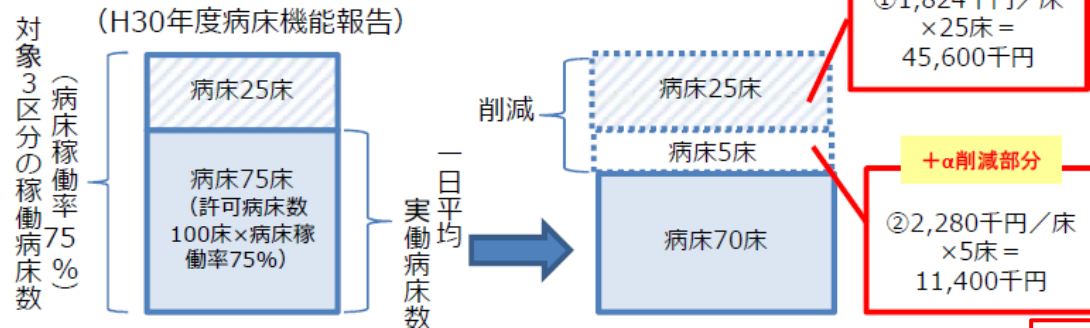
支給額の算定方法

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床あたり下記の表の額を支給

※ 平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった場合は、**平成30年度病床機能報告又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。**

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、2,280千円/床を交付
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、**回復期機能・介護医療院に転換する病床数、過去に本事業の支給対象となった病床数及び同一開設者の医療機関へ融通した病床数を除く。**

【イメージ】



病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

※補助金の算定の計算には休床分は含めない

→ ①45,600千円 + ②11,400千円 = 57,000千円 の交付

活用事例（単独支援給付金）

病床を削減し、病室を他の用途へ変更した例



精神病床 : 240床
療養病床 : 33床
(慢性期病床)



精神病床 : 240床
療養病床 : 0床
(慢性期病床)

病床を削減し、デイルームへ改修 = 補助金対象工事

<削減前>

対象3区分病床稼働率 : 80.2% / 1日平均実稼働病床 : 26床

- ① 削減前の対象3区分の稼働病床数から1日平均実稼働病床数までの減少分
7床(33床 - 26床) × 2,052千円 = 14,364千円
- ② 1日平均実稼働病床数から病床削減後の対象3区分の許可病床数までの減少分
26床(26床 - 0床) × 2,280千円 = 59,280千円

合計 (①+②) = 73,644千円 +

「急性期病床等用途変更
促進事業費補助金」

有床診療所から無床診療所へ転換した例



急性期病床 : 15床



急性期病床 : 0床

<削減前>

対象3区分病床稼働率 : 66% / 1日平均実稼働病床 : 9床

- ① 削減前の対象3区分の稼働病床数から1日平均実稼働病床数までの減少分
6床(15床 - 9床) × 1,596千円 = 9,576千円
- ② 1日平均実稼働病床数から病床削減後の対象3区分の許可病床数までの減少分
9床(9床 - 0床) × 2,280千円 = 20,520千円

合計 (①+②) = 30,096千円

病床機能再編支援事業費給付金（統合支援給付金）

2 統合支援給付金

地域医療構想の実現のため、複数の医療機関が、病床機能再編（病床数の削減）を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給する。

支給対象

- 平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う、支給要件のすべてを満たす統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者

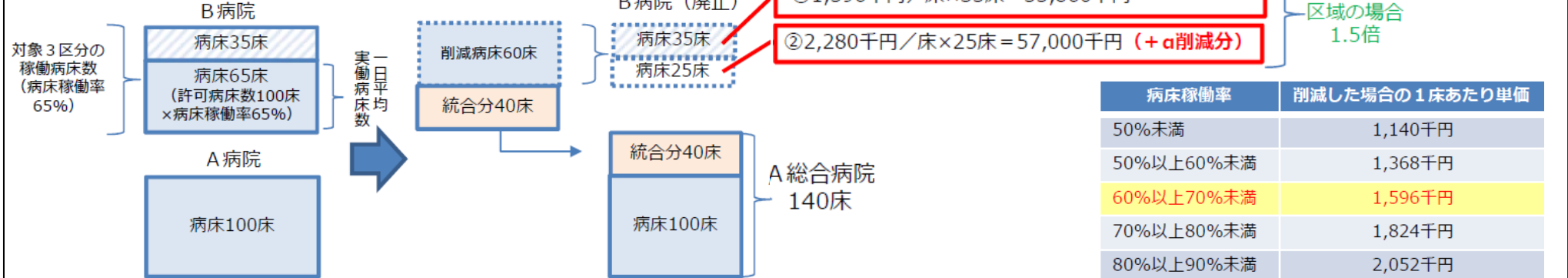
支給要件

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ **令和8年3月31日まで**に統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。
- ⑤ 統合関係医療機関の対象3区分の**総病床数の10%以上減少すること**。

支給額の算定方法

- ① 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給
 - ※ 平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった場合は、**平成30年度病床機能報告又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること**。
- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、2,280千円/床を交付
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、**統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能・介護医療院に転換する病床数を除く**。
- ④ 重点支援区域として指定された統合関係医療機関については、算定された金額に**1.5を乗じて算定**された額の合計額を支給

【イメージ】（H30年度病床機能報告）



※補助金の算定の計算には休床分は含めない
 → ①55,860千円 + ②57,000千円 = 112,860千円 の交付

病床機能再編支援事業費給付金（債務整理支援給付金）

3 債務整理支援給付金

地域医療構想の実現のため、複数の医療機関が、病床機能再編（病床数の削減）を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給する。

支給対象

- 地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者

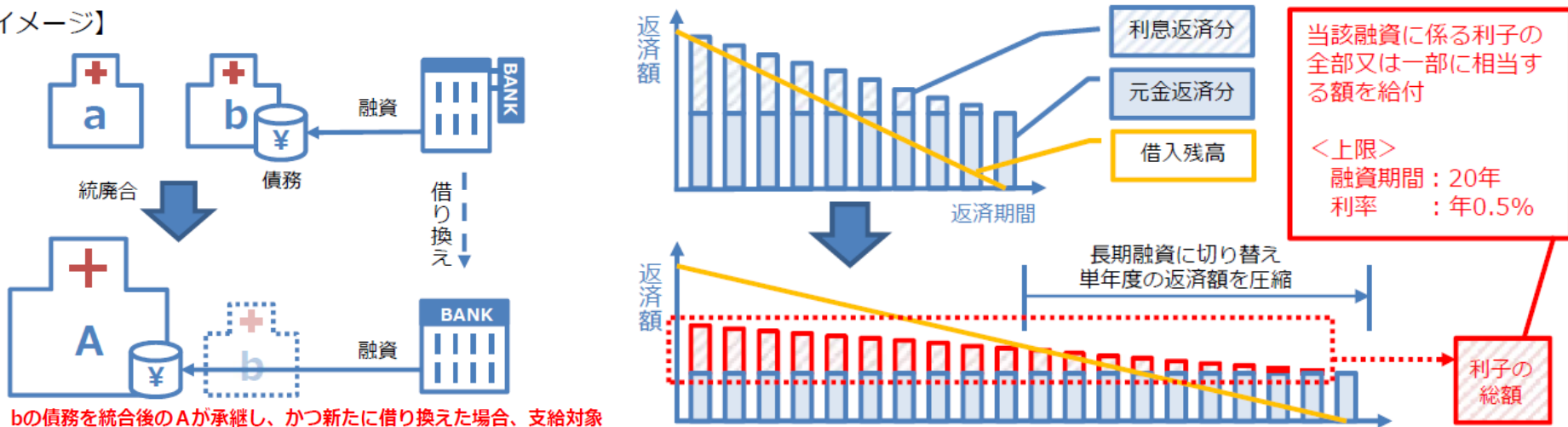
支給要件

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。（「2 統合支援給付金」の支給対象であること。）
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- ⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

支給額の算定方法

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定

【イメージ】



交付手続き（病床機能再編支援事業費給付金）

<手続きの流れ>



※ 調整会議・医療審議会の開催時期が決まっているため、病床削減のタイミングにご注意ください

給付金支給のタイミングは、国と県の交付手続きの関係もあり、年度末となる場合があります

ポイント

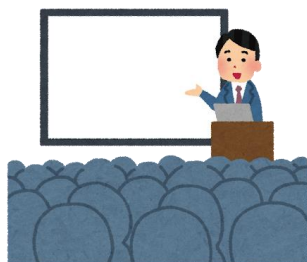
- ✓ 病床を削減する前に、地域医療構想調整会議及び医療審議会での協議が必要です
- ✓ 医療機能分化・連携支援事業費補助金（急性期病床等用途変更促進事業）との重複交付が可能です
- ✓ 給付金のため、用途の制限はありません
- ✓ 病床を削減する直前に御相談をいただいた場合、必要な交付手続きを満たさないことで、給付金の支給ができなくなる可能性がありますので、計画段階でお早めにお問い合わせください

医療機能分化・連携県民理解促進事業費補助金

栃木県内の医療機関、医療団体及び住民団体等が行う、県民を対象とする医療提供体制に関する意識啓発の取組を支援

実施主体	<ul style="list-style-type: none">県内に所在する病院又は診療所の開設者県医師会又は県内郡市医師会の代表者県内の医療関係NPOの代表者その他、知事が実施主体とそいて適切と認める者
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none">① 実施主体が単独で又は他医療機関等と連携して行う医療機能や病床機能の分化・連携等の必要性、取組について理解を促進するもの② 実施主体が所在する地域における医療提供体制の現状や課題について理解を促進するもの
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料（左記に該当するものに限る）
補助額	<ul style="list-style-type: none">補助上限額：200千円基準額：300千円補助率：3分の2

活用事例



県内に所在する病院が、県民を対象に「脳と脊髄」をテーマとしたセミナーを開催し、地域医療構想や地域医療提供体制の課題、地域における自院の役割についても説明を行うことで、医療機能分化・連携の必要性について県民の理解促進に取り組んだ

事業に要した経費 580千円 > 基準額300千円
→ 補助額 = 300千円 × 3分の2（補助率） = 200千円

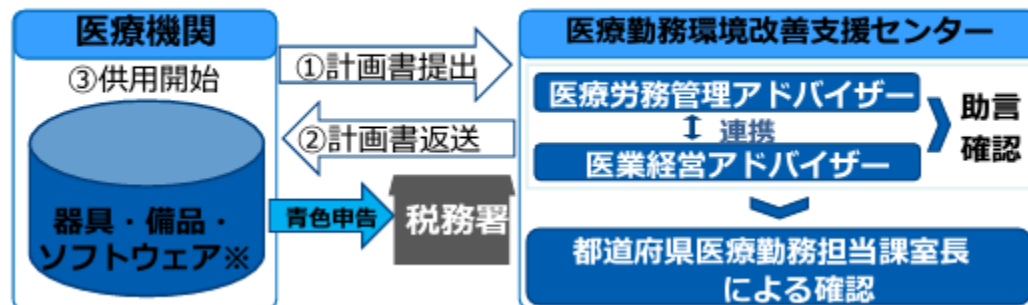
医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却が出来る。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**



② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却が出来る。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に特別償却が出来る。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**



医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

手続の概要

- 対象となる設備等の取得にあたり、厚生労働省が示す要件を満たす場合に特別償却を認める制度
- 制度を利用しようとする場合は、必要書類を県に提出し、県から必要な要件を満たしていることの確認を受け、証明書の交付を受ける必要がある（地域医療構想調整会議での確認が要件となる場合あり）
- 事業者は、県から交付を受けた証明書を、青色申告時に税務署に提出

(1)地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却

特別償却	8%
対象者	青色申告書を提出する法人・個人
対象期間	平成31(2019)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで（取得・建設日ベース）
対象となる設備等	新築・改築・増築・転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の場合を除く。）により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及び附属設備で、地域医療構想調整会議で協議された具体的対応方針に基づく病床再編等に関するもの。
地域医療構想調整会議への提出・確認	病院・診療所 必要
都道府県の証明	必要
法人等から都道府県への提出書類	・対象工事の計画等の工事概要や範囲が特定できる書類 ・当該医療機関の具体的対応方針
都道府県の確認事項	・具体的対応方針が地域医療構想調整会議で確認済であること ・工事計画等が具体的対応方針に基づく内容に限定されていること

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

(2)医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却

特別償却	12%			
対象者	青色申告書を提出する法人・個人			
対象期間	平成31(2019)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで（取得・製作日ベース）			
対象となる設備等	全身用MRI、全身用CT（4列未満除く）			
地域医療構想調整会議への提出・確認	病院・診療所			診療所
	ア.一定基準以上の使用頻度がある機器更新	イ.共同利用を前提とした新規(追加)購入	左記のア、イに該当しない場合	令和3年3月31日以前に取得
	不要	不要	必要	不要
都道府県の証明	必要	必要	必要	不要
法人等から都道府県への提出書類	全身用CT、MRIの利用回数を示す書類	共同利用を行う連携先医療機関との合意を示す書類	地域医療構想調整会議等への提出書類	—
都道府県の確認事項	利用回数に明らかな虚偽が認められないこと	連携先医療機関に同様の全身CT、MRIが設置されていないこと	地域医療構想調整会議等における協議状況	—

ポイント

- ✓ 工事着手前又は機器購入前に、県への確認願等の提出・地域医療構想調整会議での協議（一部を除く）**が必要**です

令和6年度国補正予算「医療施設等経営強化緊急支援事業」

No.	事業名	事業概要	支給対象	支給要件	申請手続
1	生産性向上・職場環境整備等支援事業	生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等に対して給付金を支給	令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給する。 （ICT機器等の導入による業務効率化）タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 （タスクシフト／シェアによる業務効率化）医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア （給付金を活用した更なる賃上げ）処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善	令和7年4月以降を予定
2	病床数適正化支援事業	率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、給付金を支給	令和6年12月17日から令和7年9月30日までの間に病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。）の削減を行う病院又は診療所		令和7年4月以降を予定 ※意向調査に回答した医療機関のみ
3	施設整備促進支援事業	現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に次の事業の交付対象となる新築、増改築及び改修に着手している者 ・病床機能分化・連携促進基盤整備事業（地域医療介護総合確保基金の事業区分1-1（標準事業例5）に該当する施設整備） ・医療提供体制施設整備交付金事業 ・医療施設等施設整備費補助金事業		

各種支援策の詳細について

医療機能分化・連携支援事業費補助金

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kinobunka_shien.html

🔍 栃木県 医療機能分化連携 補助金



病床機能再編支援事業費給付金

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kinousaihen_shien.html

🔍 栃木県 病床機能再編 給付金



医療機能分化・連携県民理解促進事業費補助金

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/welfare/iryuu/ippan/20190731.html>

🔍 栃木県 医療機能分化連携 県民理解



医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/tokubetsusyoukyaku.html>

🔍 栃木県 地域医療構想 特別償却



令和6年度国補正予算「医療施設等経営強化緊急支援事業」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/2024kinkyuushien.html>

🔍 栃木県 医療施設等 緊急支援

